

# 令和8年度 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習実施要領

## 1 日時及び場所

別紙1のとおり

## 2 対象者

石川県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が令和8年9月14日に満了となる者で、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者
- (2) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (3) 自己の行為の是非を判断し、又はその判断に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

## 3 講習等の内容

### (1) 狩猟講習

- ア 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識 60分
- イ 鳥獣の判別 60分
- ウ 猟具の取扱い 60分

### (2) 適性試験

視力、聴力、運動能力について行い、合格の基準は別紙2のとおりとする。

## 4 狩猟免許更新申請手続きの際に、提出する書類

受講しようとする狩猟免許の種類ごとに次の(1)～(4)を提出する。

### (1) 狩猟免許更新申請書

### (2) 医師の診断書（申請前3カ月以内に診断されたもの）

2の(1)、(2)及び(3)に該当しない旨を証明するもの。（同一実施回に複数の狩猟免許更新の適性試験及び講習を受講する者は、原本を1部及び残りを写しとすることができる。）

なお、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項による所持許可を現に受けている場合は、医師の診断書の代わりにその許可証の写しでもよい。

### (3) 写真及び返信用封筒

申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横2.4cmの写真1枚（裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの）及び110円分の郵便切手を貼付した返信用封筒（申請者本人宛の郵便番号、住所、氏名を記載したもの）

但し、返信用封筒は縦14cm×横9cm以上かつ縦23.5cm×横12cm×厚さ1cm以内、重さ50g以内の定形郵便対応サイズとする。

### (4) 狩猟免許更新手数料

2,900円分の石川県証紙（北國銀行本支店で取扱。収入印紙とは異なるので注意。）

但し、石川県電子申請システムにより手数料をキャッシュレス決済する場合は、石川県証紙は提出不要。

## 5 狩猟免許更新申請書等の受付期間及び提出先（別紙1、2参照）

申請期間中に住所地を管轄する石川県農林総合事務所（管理部）に提出すること。（郵送不可）

但し、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の影響により、住所地以外の場所に避難している場合は、いずれの石川県農林総合事務所でも提出できることとする。

## 6 その他

- (1) 受講日当日、受講者の受付は、講習開始30分前から10分前までとする。
- (2) 受講者は筆記用具、運転免許証（持っている者のみ）、現在所持する狩猟免許状を持参すること。
- (3) 更新した免許状は受講当日に現在所持する狩猟免許状と引き換えに交付する。
- (4) 提出書類の記入には黒色のボールペン（消えるボールペンは不可）を用いること。
- (5) 有効期間の満了日が異なる複数の狩猟免許を持ち、そのうち満了日が令和8年9月14日の免許がある場合に限り、残りの免許も満了日を待たず、今回、あわせて更新を申請することができる。  
<例>「第一種銃猟免許」の満了日が令和8年9月14日、「わな猟免許」の満了日が令和9年9月14日の場合、今回、両免許の更新申請書を提出でき、講習を受講し、適性試験に合格したら、次回の満了日を令和11年9月14日に揃えることができる。

## 令和8年度 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の日時及び場所、申請書等の提出先

## 1. 日時及び場所

日 時	申請期間	場 所	主な対象区域
令和8年7月3日(金) 午後1時から	令和8年5月29日(金)から 同年6月19日(金)まで	加賀市山代温泉北部2丁目68 加賀市文化会館 101会議室	小松市、加賀市、 能美市、川北町
令和8年7月8日(水) 午後1時から	令和8年6月3日(水)から 同年6月24日(水)まで	七尾市本府中町ヲ部38番地 七尾市矢田郷地区コミュニティセンター 多目的ホール	七尾市、羽咋市、 志賀町、宝達志水 町、中能登町
令和8年7月13日(月) 午後1時から	令和8年6月8日(月)から 同年6月29日(月)まで	輪島市三井町洲衛10部11番1 石川県奥能登総合事務所 42・43会議室	輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町
令和8年7月16日(木) 午後1時から	令和8年6月11日(木)から 同年7月2日(木)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1102会議室	県 全 域
令和8年7月19日(日) 午後1時から	令和8年6月12日(金)から 同年7月3日(金)まで	七尾市本府中町ヲ部38番地 七尾市矢田郷地区コミュニティセンター 多目的ホール	七尾市、羽咋市、 志賀町、宝達志水 町、中能登町
令和8年7月23日(木) 午後1時から	令和8年6月18日(木)から 同年7月9日(木)まで	小松市大島町丙42番地3 小松市民センター セミナールームA・B・C	小松市、加賀市、 能美市、川北町
令和8年7月25日(土) 午後1時から	令和8年6月19日(金)から 同年7月10日(金)まで	金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センター本館 第7研修室	県 全 域
令和8年8月2日(日) 午後1時から	令和8年6月26日(金)から 同年7月17日(金)まで	輪島市三井町洲衛10部11番1 石川県奥能登総合事務所 42・43会議室	輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町
令和8年8月5日(水) 午後1時から	令和8年7月1日(水)から 同年7月22日(水)まで	羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地 志賀町富来活性化センター 中会議室	七尾市、羽咋市、 志賀町、宝達志水 町、中能登町
令和8年8月31日(月) 午後1時から	令和8年7月27日(月)から 同年8月17日(月)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1102会議室	県 全 域

## 2. 申請書等の提出先

名称	管轄市町	所在地	電話番号
石川県 南加賀農林総合事務所管理部	小松市、加賀市、 能美市、川北町	小松市園町ハ108-1	0761-23-1707
石川県 石川農林総合事務所管理部	白山市、野々市市	白山市馬場2丁目113番地	076-276-0528
石川県 県央農林総合事務所管理部	金沢市、かほく市、 津幡町、内灘町	金沢市直江南2-1	076-239-1750
石川県 中能登農林総合事務所管理部	七尾市、中能登町、 羽咋市、宝達志水町、志 賀町	七尾市小島町二部33番地	0767-52-2583
石川県 奥能登農林総合事務所管理部	輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町	輪島市三井町洲衛10-11-1	0768-26-2322

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の影響により、住所地以外の場所に避難している場合は、いずれの石川県農林総合事務所でも提出できることとする。

## 適性検査の合格基準

科目		合格基準
視力	網猟免許 わな猟免許	視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.5以上であること。但し、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
	第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。但し、一眼の視力が0.3に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴力		10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運動能力		狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。但し、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。